

別表第二 6 伊勢原東部工業団地地区地区整備計画区域

伊勢原都市計画伊勢原東部工業団地地区地区計画

平成12年9月22日都市計画決定 市告示第105号

位置面積 見附島、下落合、下糟屋（東部土地区画整理事業施行区域の一部）約22.0ha

| 計画地区の区分 | ア | イ | ウ | エ | オ | | カ | キ |
|-----------|---|--------------|--------------|---------------|--|---------|-------------|---|
| | 建築等をしてはならない建築物 | 建築物の容積率の最高限度 | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限 (外壁等から道路又は隣地境界線までの距離の最低限度) | | 建築物の高さの最高限度 | 垣又は柵の構造の制限 |
| | | | | | (ア) | (イ) | | |
| 地域産業地区A地区 | 次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗又は飲食店(工場等に併設される銀行の支店出張所(銀行法施行規則第8条に規定する本店及び支店以外の営業所をいう。)、理髪店その他これらに類するサービスを営む店舗を除く。) (4) ホテル又は旅館(宿泊施設付研修所を除く。) (5) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2で定める運動施設 (6) カラオケボックスその他これに類するもの (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (10) 学校(専修学校及び各種学校を除く。) (11) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (12) 病院 (13) 畜舎(床面積の合計が15平方メートルを超えるもの。) (14) 次に掲げる事業を営む工場 ア 法別表第2(ぬ)項第3号(1)、(5)、(7)から(8)の3まで、(9)、(10)、(13)、(14)及び(17の4)の事業 イ 政令第130条の9の8の事業 (15) と畜場又は死亡獣畜取扱場(化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。) (16) 法別表第2(ぬ)項第4号の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 | | | 1,000平方メートル | 外壁等から道路境界線までの距離 | 3.0メートル | | コンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが0.6メートルを超えるもの |
| 地域産業地区B地区 | 次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗又は飲食店(工場等に併設される銀行の支店出張所(銀行法施行規則第8条に規定する本店及び支店以外の営業所をいう。)、理髪店その他これらに類するサービスを営む店舗を除く。) (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2で定める運動施設 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 図書館、博物館その他これらに類するもの (8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (9) 畜舎(床面積の合計が15平方メートルを超えるもの。) (10) 次に掲げる事業を営む工場 ア 法別表第2(ぬ)項第3号(1)、(5)、(7)から(8)の3まで、(9)、(10)、(13)、(14)及び(17の4)の事業 イ 法別表第2(る)項第1号(1)から(24)まで、(29)及び(30)の事業 ウ 政令第130条の9の8の事業 (11) と畜場又は死亡獣畜取扱場(化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。) (12) 法別表第2(ぬ)項第4号の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 | | | 1,000平方メートル | 外壁等から道路境界線までの距離 | 3.0メートル | | コンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが0.6メートルを超えるもの |
| 中小企業集団化地区 | 次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2で定める運動施設 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 図書館、博物館その他これらに類するもの (8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (9) 自動車教習所 (10) 畜舎(床面積の合計が15平方メートルを超えるもの。) (11) 次に掲げる事業を営む工場 ア 法別表第2(ぬ)項第3号(1)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)、(14)及び(17の4)の事業 イ 法別表第2(る)項第1号(1)から(13)まで、(17)から(22)まで、(24)、(29)及び(30)の事業 ウ 政令第130条の9の8の事業 (12) と畜場又は死亡獣畜取扱場(化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。) (13) 法別表第2(ぬ)項第4号の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 | | | 500平方メートル | 外壁等から道路境界線までの距離 | 2.0メートル | | コンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが0.6メートルを超えるもの |
| | | | | | 外壁等から隣地境界線までの距離 | 2.0メートル | | |
| | | | | | 外壁等から隣地境界線までの距離 | 1.0メートル | | |

| 計画地区の区分 | ア | イ | ウ | エ | オ | | カ | キ |
|---|--|--------------|--------------|---------------|--|---------|-------------|---|
| | 建築等をしてはならない建築物 | 建築物の容積率の最高限度 | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限 (外壁等から道路又は隣地境界線までの距離の最低限度) | | 建築物の高さの最高限度 | 垣又は柵の構造の制限 |
| | | | | | (ア) | (イ) | | |
| 交流地区 | <p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) 学校(専修学校及び各種学校を除く。)</p> <p>(7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(8) 自動車教習所</p> <p>(9) 畜舎(床面積の合計が15平方メートルを超えるもの。)</p> <p>(10) 次に掲げる事業を営む工場</p> <p>ア 法別表第2(と)項第3号(1の2)、(4)、(4の4)、(4の5)及び(5)から(7)までの事業</p> <p>イ 法別表第2(と)項第3号(2の2)、(3)、(4の2)、(4の3)、(4の8)、(8)、(9)及び(12)から(15)までの事業(作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの。)</p> <p>ウ 法別表第2(ぬ)項第3号の事業</p> <p>エ 政令第130条の9の7の事業</p> <p>オ 政令第130条の9の8の事業</p> <p>(11) と畜場又は死亡獣畜取扱場(化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。)</p> <p>(12) 法別表第2(ぬ)項第4号の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</p> | | | 300平方メートル | 外壁等から道路境界線までの距離 | 2.0メートル | 18メートル | コンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが0.6メートルを超えるもの |
| 居住環境調和地区 | <p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) ホテル又は旅館(簡易宿所(旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設をいう。)を除く。)</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の8の2で定める運動施設</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(7) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(8) 学校(専修学校及び各種学校を除く。)</p> <p>(9) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(10) 自動車教習所</p> <p>(11) 畜舎(床面積の合計が15平方メートルを超えるもの。)</p> <p>(12) 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの(作業場の床面積の合計が150平方メートル以下の自動車修理工場を除く。)</p> <p>(13) 次に掲げる事業を営む工場</p> <p>ア 法別表第2(と)項第3号(1)、(1の2)、(4)、(4の2)、(4の4)から(10)まで及び(13)から(15)までの事業</p> <p>イ 法別表第2(ぬ)項第3号の事業</p> <p>ウ 政令第130条の9の7の事業(政令第130条の9の7第4号を除く。)</p> <p>エ 政令第130条の9の8の事業</p> <p>(14) と畜場又は死亡獣畜取扱場(化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。)</p> <p>(15) 法別表第2(と)項第4号の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</p> | | | 200平方メートル | 外壁等から道路境界線までの距離 | 1.5メートル | 18メートル | コンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが0.6メートルを超えるもの |
| <p>1 土地区画整理事業の換地指定時の画地面積がこの表のエ欄における敷地面積の最低限度を下回る場合については、当該画地の面積を同欄の最低限度とする。</p> <p>2 この表のオ欄における壁面の位置の制限は、次の各号に掲げる建築物には適用しない。ただし、道路境界線からの距離の最低限度は、1メートルとする。</p> <p>(1) 建築物に付属する物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で床面積の合計が10平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 建築物に付属する自動車庫その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所、公衆電話所、ガスガバナー施設その他これらに類する公益上必要な建築物</p> | | | | | | | | |

